

まん延防止等重点措置を実施すべき区域が変更されたこと等を踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知徹底をお願いするものです。

事務連絡
令和4年2月18日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、まん延防止等重点措置を実施すべき区域について、2月20日をもって山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県が除外されることが決定されるとともに、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月6日まで延長されました。あわせて、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

- （別紙1）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- （別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和3年11月19日（令和4年2月18日変更）
- （別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括2班）
担当者：八重樫、阪本、栗栖、中西、上田、岩熊、倉本

TEL：03-6257-1309

MAIL：g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp